

障害福祉サービス事業者実地指導 主な指摘事項
〔共同生活援助〕

1. 人員に関する基準

項目	事業所の状況	指導内容
従業員の配置	<p>基準どおり配置されているか確認できなかった。(月ごとの勤務表で従業員の日々の勤務時間や常勤・非常勤の別が明らかでなかった。従業員の兼務関係が明確になっていなかった。)</p> <p>サービス管理責任者を配置していなかった。</p> <p>世話を基準どおり配置していなかった。</p>	<p>原則として、月ごとの勤務表(予定表・実績表それぞれ)を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、兼務関係など明確にしてください。</p> <p>兼務している場合は、それぞれの職種ごとに勤務状況を分けて記録してください。</p> <p>要件を満たす従業員をサービス管理責任者として配置してください。</p> <p><u>常勤換算方法</u>により、必要な員数を配置してください。</p>

2. 運営に関する基準

項目	事業所の状況	指導内容
運営規程	<p>規定する項目に不備があった。</p>	<p>条例(指定基準)又は規則で、サービス種類別に盛り込む項目が規定されていますので、漏れのないように定めてください。また、解釈通知の留意点も参考にしてください。</p>
重要事項説明書	<p>苦情の相談窓口の不備があった。</p> <p>利用者から徴収する費用に漏れがあった。</p> <p>利用者から徴収する費用に運営規程と齟齬があった。</p> <p>従業員の配置状況について、実態と相違していた。</p> <p>第三者評価の実施状況が記載されていなかった。</p>	<p>苦情の相談窓口は利用者の援護地に対応してください。</p> <p>利用者から徴収する費用については、個別かつ具体的に漏れなく記載してください。</p> <p>利用者から費用徴収する場合は、運営規程に定められた費目及び金額を徴収してください。</p> <p>従業員の配置状況については、現状配置されている職種、人数を記載してください。なお、基準を満たす範囲において「人以上」と記載することも差し支えありません。</p> <p>提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月)</p>

	事故発生時の対応が記載されていないかった。	日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等を記載してください。 事故発生時の対応(連絡先、指揮命令系統、損害賠償、医療機関等)を記載してください。
重要事項の掲示	重要事項を掲示していなかった。 重要事項を事務室内に掲示していた。	運営規程の概要や従業員の勤務体制、その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項は、相談室や玄関など、利用者等が見やすい場所に掲示してください。なお、重要事項をファイル等により自由に閲覧できる形で事業所内に備え付けても構いません。
ハラスメント防止	ハラスメントの防止のための方針の明確化及び相談体制が整備されていないかった。	ハラスメントの防止のための方針を定め、職員に周知してください。 また、相談体制を整備し、相談窓口を掲示するなど職員に周知してください。
利用料等の受領	日用品費について、利用者から一律に徴収していた。	日用品費については、利用者及びその家族の希望を確認したうえで、希望者にのみその徴収をすることができます。
介護給付費の額に係る通知	法定代理受領により介護給付費の支給を受けた利用者に対し、その給付費の額を通知していなかった。	法定代理受領により市から介護給付費の支給を受けた場合は、利用者に対し以下の事項を通知してください。 ・通知の日 ・サービス利用月(必要に応じて利用の内訳) ・介護給付費の支給を受けた日 ・介護給付費の額
預り金の管理	保管依頼証(契約書)を整備していなかった。	利用者又はそのご家族より施設での預り金の管理を希望された場合は、保管依頼証(契約書)により依頼を受けたことを明確にしてください。
個別支援計画	計画の作成及び変更の際にアセスメントを実施していなかった。 個別支援計画の原案に対し、サービス提供にあたる担当者の意見を求めていなかった。	計画の作成及び変更の際にアセスメントを実施し、援助の方向性や目標を明確にしてください。また、記録してください。 サービス提供にあたる担当者を招集し、個別支援計画の原案について意見を求めてください。
身体拘束等の適正	身体拘束等の適正化の	身体拘束等の適正化のための指針を作

化	<p>ための指針を作成していなかった。</p> <p>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置していなかった。</p> <p>従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施していなかった。</p>	<p>成してください。</p> <p>なお、指針には、身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置（委員会の構成員や役割、開催頻度等）及び職員研修に実施について規定してください。</p> <p>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置し、定期的開催するとともにその結果を職員に周知してください。</p> <p>従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施して下さい。</p>
虐待防止	<p>虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行っていなかった。</p> <p>従業員に対し、虐待防止についての研修を行っていなかった。</p>	<p>虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的開催するとともにその結果を職員に周知してください。</p> <p>また、虐待防止責任者、職員相談体制及び苦情処理体制を整備してください。</p> <p>従業員に対し、虐待防止についての研修を実施してください。</p>
秘密保持	<p>利用者及びその家族に係る個人情報の使用について同意を得ていなかった。</p>	<p>利用者及びその家族に係る個人情報の使用について事前に書面により同意を得てください。</p>
非常災害対応	<p>消火及び避難訓練について、年2回以上、消防機関に届出をしたうえで実施していることが確認できなかった。</p> <p>消防設備点検を半年に1回実施していることが確認できなかった。</p>	<p>消火及び避難訓練について、年2回（そのうち1回は夜間を想定）以上、消防機関に届出をしたうえで実施し、記録してください。</p> <p>消防設備点検を半年に1回実施し、年1回消防機関に届け出てください。</p>

3. 介護給付費の算定及び取扱い

項目	事業所の状況	指導内容
日中サービス支援型共同生活援助サービス費	日中を共同生活住居以外で過ごした利用者について、日中を共同生活住	日中サービス支援型共同生活援助は、日中活動サービス等を利用することが困難な利用者に対して、常時の支援体制を

	居で支援を受けた利用者の所定単位でサービス費を算定していた。	確保した上で、共同生活住居において日常生活等の支援を行うものであることから、常時の介護を要する状態にある者等を対象者として想定するものです。 日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者に対し、サービスを行った場合は、所定単位数に代えて、世話人の員数及び障害支援区分に応じ、1日につき別途定める単位数（平18厚労告523別表第15の1の2注5）を算定してください。
夜間支援体制等加算（ ）	夜間支援の内容を利用者ごとに個別支援計画に位置付けていなかった。	夜間支援の内容については、個々の利用者ごとに共同生活援助計画及び外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けてください。
日中支援加算	日中支援の内容を個別支援計画に位置付けていなかった。	利用者に対して日中の支援を行う場合には、日中活動サービス事業所等との十分な連携を図り、当該支援の内容について日中活動サービス等との整合性を図ったうえ、共同生活援助計画等に位置付けてください。
帰宅時支援加算	入所者の帰省に伴い実施する支援の内容を個別支援計画に位置付けていなかった。 の計画に従い支援を実施した記録が確認できなかった。	個別支援計画に入所者の帰省に伴い実施する支援の内容（家族との連絡調整や交通手段の確保等）を位置付けてください。 支援した内容を記録してください。
福祉・介護職員処遇改善加算	賃金改善に要する費用の見込み額が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善計画となっていなかった。 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施していなかった。 福祉・介護職員処遇改善計画書の周知を行っていなかった。	賃金改善に要する費用の見込み額が、福祉・介護職員処遇改善加算の算定見込み額を上回る賃金改善計画を作成してください。 福祉・介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施してください。 職員会議、掲示等の方法により、全ての福祉・介護職員に対して処遇改善計画書の内容を周知してください。また、キャリ

福祉・介護職員の任用の際における職責・職務内容等の要件が明確になっていなかった。

処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び当該処遇改善に要した費用の周知を行っていなかった。

【参照】

「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」厚労省通知（令和5年7月10日障障発0310第1号）

アパス要件の内容についても、就業規則等を用いて周知してください。

福祉・介護職員の任用における職責・職務内容等の要件を明確化（書面）し、従業員に周知してください。

職員会議、掲示等の方法により、全ての福祉・介護職員に対して実施した処遇改善の内容等を周知してください。